

会社法第 782 条第 1 項に規定する
吸収分割契約に関する事前備置書類

2021 年 9 月 10 日

株式会社 NATTY SWANKY

代表取締役社長 井石裕二 印

原本に相違ありません。

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書は別紙 1 のとおりです。

2. 法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

株式会社NATTY SWANKY（2022 年 2 月 1 日付で商号を「株式会社NATTY SWANKYホールディングス」に変更予定。以下「当社」という。）は、株式会社ダンダダン（以下、「承継会社」という。）は 2022 年 2 月 1 日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行うことといたしました。これに伴い承継会社が交付する株式数、並びに資本金及び準備金の額に関する事項について、下記のとおりとすることとし、いずれも相当であると判断いたしました。

①交付する株式数に関する事項

本件分割に際し、承継会社は新たに普通株式 900 株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。

承継会社は当社の 100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、両社で協議の上、割当交付する株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

②資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

(1) 資本金 9 百万円

(2) 資本準備金 0 円

(3) その他資本剰余金

会社計算規則第 37 条に規定する株主資本等変動額から、(1)及び(2)の金額を減じて得た額

(4) 利益剰余金 0 円

(5) その他利益剰余金 0 円

3. 吸収分割承継会社についての事項

(1) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

(2) 成立の日における貸借対照表

別紙2に記載のとおりです。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割会社の債務 の履行の見込みに関する事項

当社は、2022年2月1日を効力発生日とする本件分割を行うにあたり、当社が負担
すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（本件分割により承継させるものに限る。
以下、同じ。）の履行の見込みについて以下のとおり判断いたしました。

①当社の債務の履行の見込みについて

当社の2021年6月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ
3,747百万円、2,005百万円であります。本件分割により承継会社が当社から承継する
資産及び負債の2021年6月30日現在における帳簿価額は、それぞれ2,039百万円、
1,846百万円であります。

また、今後、効力発生日までに予想される当社の資産及び負債の額の変動を考慮し
ても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込
まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障
を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上より、当社は本件分割後において、当社が負担すべき債務につき履行の見込み
があると判断しています。

②承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2021年6月28日）の貸借対照表における資産及び負債の額は
それぞれ1百万円、0円であります。当社の2021年6月30日現在の貸借対照表にお
いて、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記①に記載のと
おりです。

2021年6月28日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生

じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておられません。

以上より、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

以上



吸収分割契約書

株式会社NATTY SWANKY（以下「甲」という。）と株式会社ダングダン（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する別紙2記載の権利義務を承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者）

本件分割を行う当事者の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社NATTY SWANKY（2022年2月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ダングダン

住所：東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

第3条（本件分割に際して発行する株式）

乙は、本件分割に際して、普通株式900株を発行し、そのすべてを第1条に定める権利義務の承継の対価として甲に割当て交付する。

第4条（本件分割により増加すべき資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。但し、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産及び債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金 9百万円

(2) 資本準備金 0円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、(1)及び(2)の金額を減じて得た額

第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、2021年9月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項の決議を求める。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2022年2月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第8条（権利義務の承継）

1. 甲は、2021年6月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該債務の最終的な負担者は乙とする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本契約にかかわらず、本件分割の対象となった本件事業及びこれに類似する事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の株主総会の承認及び決議、または法令に定める関係官庁の許可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2021年7月13日

- (甲) 東京都新宿区西新宿一丁目19番8号
株式会社NATTY SWANKY
代表取締役社長 井石 裕二
- (乙) 東京都新宿区西新宿一丁目19番8号
株式会社ダンダダン
代表取締役社長 井石 裕二



別紙 1

甲において保有する飲食事業

別紙2

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2021年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金及び預金、棚卸資産及びその他の流動資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

②固定資産

本件事業に係る有形固定資産、無形固定資産及びその他の固定資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

(2) 乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金及びその他の流動負債。ただし甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

②固定負債

本件事業に係る借入金及びその他の固定負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

(3) 雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲に従事する従業員との間の労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

②その他の契約

本件事業に係る不動産賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位。ただし、甲のグループ経営管理等に係る契約等を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。



別紙 2

株式会社ダンダダンの成立の日における貸借対照表

(2021 年 6 月 28 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1	流動負債	—
現金及び預金	1	固定負債	—
固定資産	—	(負債の部合計)	—
		純資産の部	
		株主資本	1
		資本金	1
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		(純資産合計)	1
資産合計	1	負債・純資産合計	1

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類は、以上のとおりです。

2021 年 9 月 10 日

東京都新宿区西新宿一丁目 19 番 8 号
株式会社 NATTY SWANKY
代表取締役社長 井石 裕二